

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	<p>那覇市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照)</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の委任が認められているため、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	<p>1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能</p> <p>2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能</p> <p>3. 住民基本台帳の削除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を削除(住民票を除票)する機能</p> <p>4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能</p> <p>5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能</p> <p>6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能</p> <p>7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能。</p> <p>8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能。</p> <p>9. 戸籍システムへの連携 住民票の記載等に応じ、戸籍システムへ附票情報等を連携する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2	

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット) ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村コミュニケーションサーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける市町村コミュニケーションサーバ部分について記載する。								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 : 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村コミュニケーションサーバの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 : 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) : 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索 : 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 : 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 : 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 : 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 : 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム3									
①システムの名称	庁内連携システム								
②システムの機能	<p>1. 情報連携テーブル格納機能 : 各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する。</p> <p>2. 情報連携テーブル修正機能 : 各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する。</p> <p>3. 情報連携テーブル参照機能 : 各事務システムにおいて、他システムの情報が必要な場合に、他システムの連携用テーブルを参照する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (各事務システム)									
システム4									
①システムの名称	宛名システム(番号連携サーバー)								
②システムの機能	<p>1. 宛名番号付番機能 : 宛名番号が未登録の個人について、新規に宛名番号を付番する。各事務システムからの宛名番号要求に対し、宛名番号を付番し、各事務システム及び中間サーバーに対し返却する。</p> <p>2. 宛名情報等管理機能 : 宛名システムにおいて宛名情報を宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する。</p> <p>3. 中間サーバー連携機能 : 中間サーバー、又は中間サーバー端末からの要求に基づき、宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する。</p>								

	4. 各事務システム連携機能 :各事務システムからの要求に基づき、個人番号、又は宛名番号に紐付く宛名情報を通知する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)
システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 :情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2. 情報照会機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3. 情報提供機能 :情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4. 各事務システム接続機能 :中間サーバーと各事務システム、宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する。 7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8. セキュリティ管理機能 :セキュリティを管理する。 9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10. システム管理機能 :バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名

- (1) 住民基本台帳ファイル
- (2) 本人確認情報ファイル
- (3) 送付先情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性	<p>本市では、以下の3ファイルを下記に記載している理由により取り扱う。</p> <p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>① 住基法に定める住民基本台帳の整備、正確な記録及び記録の管理等を行うため。</p> <p>② 番号法に定める個人番号とすべき番号の生成要求及び個人番号の指定を行うため。</p> <p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>: 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>① 住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。</p> <p>② 都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>③ 申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。</p> <p>④ 個人番号カードを利用した転入手続きを行う。</p> <p>⑤ 住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。</p> <p>⑥ 都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(3) 送付先情報ファイル</p> <p>: 市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。通知カードによる番号の通知及び交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。</p>
②実現が期待されるメリット	<p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。</p> <p>また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住基法</p> <p>(平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 <p>(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第30条の12 <p>(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
--------	--

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	<p>[実施する]</p>	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p>
--------	---------------------------	--

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号に係る別表第二(特定個人情報を提供できる事項)の各項 (別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第四欄(特定個人情報)が「住民票関係情報」で主務省令で定めるもの) ※ ()は「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(内閣府・総務省令)に規定された項</p> <p>1(第1条第2号ハ)、2(第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ、第18号)、3(第3条第6号ロ、第11号ハ、第12号ハ)、4(第4条第2号ハ)、6(第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ、第16号)、8(第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ、第5号ロ)、9(第8条第1号ホ、第2号ホ、第4号)、11(第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ)、16(第12条第1号ハ、第2号ロ、第4号ハ、第6号ロ、第8号ハ)、18(第13条第1号ロ、第2号二)、20(第14条第1号ハ、第2号ハ、第3号二)、23(第16条第2号)、27(第20条第9号ロ)、31(第22条第1号二)、34(第22条の3第4号ロ、第5号ロ、第6号)、35(第22条の4第1項第1号、第2号二、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号、第2号ホ、第4項第1号、第2号ホ)、37(第23条第3号)、38(第24条第3号)、39(第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ、第10号)、40(第24条の3第2号)、42(第25条第8号二、第9号、第10号)、48(第26条の3第1号ロ、第3号ロ)、53(第27条第1号イ、第2号イ、第3号二)、54(第28条第1号ホ)、57(第31条第1号ホ、第2号二、第5号ホ)、58(第31条の2第5号ロ、第9号ハ、第10号ハ、第11号)、59(第31条の3第2号)、61(第32条第1号ハ、第2号ハ)、62(第33条第5号)、66(第37条第1号ロ、第2号イ)、67(第38条第1号ロ)、70(第39条第4号)、74(第40条第1号ロ第2号第3号ロ)、77(第41条第1号、第2号)、80(第43条第1号ロ、第5号ハ)、84(第43条の3第2号)、85の2(第43条の4第1号二)、91(第44条の2第2号)、92(第45条第2号)、94(第47条第1項第2号二、第3号二、第4号二、第5号二、第6号二、第7号二、第8号二、第9号二、第10号二、第11号二、第12号二、第13号二、第14号二、第15号二、第16号二、第17号ハ、第18号二、第19号二、第22号二、第23号二)、96(第48条)、97(第49条第1号ロ、第3号ロ)、101(第49条の2第2号)、102(第50条第1号、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ)、103(第51条第2号、第3号、第4号ロ、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号)、106(第53条第2号ヘ、第3号ホ、第5号ハ)、108(第55条第1号ハ、第6号ロ、第7号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ)、111(第56条)、112(第57条)、113(第58条第1号ロ、第2号ロ)、114(第59条第2号)、116(第59条の2第1号ハ)、117(第59条の2の2第2号)、120(第59条の3第1号ホ、第2号ホ、第4号)</p>
<p>7. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>市民文化部 ハイサイ市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>参事兼課長</p>
<p>8. 他の評価実施機関</p>	
<p></p>	